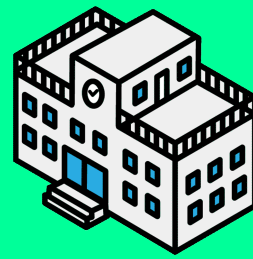


あまらぶチャレンジ事業 ジュニアコース

募集要項



※「あまらぶ」とは、「尼崎を好きなこと」。尼崎市では、尼崎を好きな人を増やすことを目指しています。

募集期間 2025年4月1日～30日

1 事業概要

尼崎市がもつ地域の課題や魅力を学び、その解決に向けた取組を企画するワークショップを開催します。審査を通過した企画には、それを実践するための補助金（上限5万円）が交付され、実際にまちづくりを体験することができます。

2 応募資格

市内在住または在学の高校生グループ（原則2人以上）

※高校生以外の代表者（大人）1名を加えていただく必要がありますが、代表者のワークショップの参加は任意となります。

※応募は、専用の申込フォームからお願いします。

3 企画する事業

地域の課題解決や魅力向上に向けた取組であり、2026年2月28日までに実施できるもの

4 ワークショップの内容

① オリエンテーション

アイスブレイク・趣旨説明を行います。

② 企画のつくり方

取組のテーマや目的及び目標の設定について学びます。

③ 企画した事業のブラッシュアップ

各グループの進捗に合わせて、取組内容のブラッシュアップをしていきます。

④ 中間発表・申請書作成

企画した取り組みの中間発表を行い、参加者から意見をもらいながら、申請書作成を行います。

※ ワークショップは、必ず参加してください。どうしても参加できない場合はご相談ください。

5 補助金額

補助対象経費の10割、上限5万円

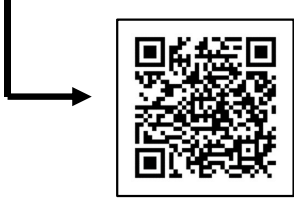
【注意事項】

- (1) 企画したすべての事業に補助金ができるわけではありません。補助対象事業及び補助金額は、学識経験者等で構成する審査会（プレゼンテーション）で決定します。
- (2) 補助対象は事業の実施にかかる直接的に必要な経費のみです。
- (3) 次の事業は補助対象となりません。
 - ・個人的な趣味又は娯楽を目的とするもの
 - ・個人の知識や技能の習得を図ることや個人の学問又は学問的研究を目的とするもの
 - ・国、県、市などの公的機関から他制度による補助金を受けている／受ける予定の事業
 - ・飲食や旅行（視察を含む）を主な目的とする事業や、他の団体が主催する事業への単なる参加
 - ・政治、宗教に関わる事業や、営利を目的とする事業

6 申込方法

2025年4月1日（火）から30日（水）までに、申込フォームより申し込みをお願いします。

※正常に受付できましたら受付完了メールを送信します。
受付完了メールが届かない場合は協働推進課までご連絡ください



7 事業の流れ

募集期間	2025年4月 1 日（火）～30日（水）
ワークショップ (参加必須)	① 5月26日(月) オリエンテーション ② 6月 2日(月) 企画のつくり方 ③ 6月 9日(月) 企画した事業のブラッシュアップ ④ 6月21日(土) みんなで企画内容を共有しよう
相談会	希望する団体に個別に行います。
企画書 提出※1	別途連絡します。
審査会	7月中旬から下旬
企画発表（任意）	8月2日(土) または 8月3日(日) 「みんなのサマーセミナー」内で、企画を発表します。
事業実施	補助金交付決定日～2026年2月 2 8日
事業実績報告書 提出※1	2026年3月5日(木)
成果発表会(参加必須)	2026年3月13日(金) 予定

※ 1 企画書や事業実績報告書の様式は、ワークショップの中でお渡しする予定です。

8 補助対象経費

補助の対象となる経費は、事業実施にかかる直接的に必要な経費のうち下記表の科目になります。
該当するかわからない場合はご相談ください。

※補助金は公金です。支出してしまった経費であっても補助の対象として適切でないものについては補助対象外となります。

科 目	内容例
謝礼金	・ 講師謝礼
交通費	・ 事業の実施に係る交通費
消耗品	・ 事業の実施に係る事務用品
印刷費	・ チラシ、ポスター、冊子などの印刷費
通信運搬費	・ チラシや連絡文書等の資料を送る際の送料 ・ 会場へ物資を運ぶ際の運送料
保険料	・ ボランティア保険料
委託料	・ 事業の一部を専門業者に委託する際の費用
使用料	・ 会場使用料 ・ 器材レンタル料

補助金を受けて作成するポスターやチラシ、その他成果物には、「あまらぶチャレンジ事業」の補助を受けて実施する旨を記載いただきます。



よくある質問

Q1) ワークショップは必ず参加しなければいけないのでしょうか。

A1) ワークショップを通して企画づくりを行いますので、必ずご参加ください。

※どうしても参加できない場合でも、グループで1人以上は参加するようにしてください。

なお、成果発表会もグループで1人以上の参加が必要です。

Q2) 活動中に事故や怪我をした場合に備え、保険には加入できますか。

A2) 参加いただいた方はすべてボランティア保険に加入する予定です。

Q3) 地域の課題解決や魅力向上に向けた取組とはどのような事業のことですか。

A3) 自分たちの住んでいる地域の課題の解決に役立ち、その成果が地域の誰かのためになる事業のことです。対象分野は下記表のとおりです。

1	保健、医療または福祉の増進	7	環境保全	13	子どもの健全育成
2	社会教育の推進	8	災害救援	14	情報化社会の発展
3	まちづくりの推進	9	地域安全	15	科学技術の振興
4	観光の振興	10	人権の擁護または平和の推進	16	経済活動の活性化
5	農山漁村又は中山間地域の振興	11	国際協力	17	職業能力の開発または雇用機会の拡充
6	学術、文化、芸術又はスポーツの振興	12	男女共同参画社会の形成の促進	18	消費者の保護
19	1～18の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助				

【具体例】

- ・ 高齢者の見守り、子育て支援、青少年の育成、世代間交流、生涯学習支援、ひきこもり支援
- ・ 地域の文化祭、歴史の伝承、市民団体の立上支援や人材育成、まちの美化・緑化
- ・ 不法駐輪対策、ごみの減量、リサイクルの推進、マイバッグ推進運動、外国人の生活支援
- ・ 国際交流、防災、減災対策、防犯活動、救援ネットワークの構築 etc…

Q4) 審査会はどういうことをするのですか。

A4) 各グループから事業内容や実施計画について説明いただき、その後、審査員からの質問に答えていただきます。持ち時間は、質疑応答も含めて1グループ15分程度です。

Q 5) 審査を通過しましたが、事業を計画通り実施できなくなりました。

A 5) 審査会で採択された事業内容に対して補助金が交付されます。

事業計画や予算書の軽微な変更であれば、協働推進課までお問い合わせください。

大きな変更である場合、「事業変更申請書（所定様式）」を提出していただきます。

なお、事業の中止、縮小により、補助金の額の変更が生じる場合は、

事業実績報告の際、差額分を返還していただくことになります。手続きについてはお問合せください。

Q 6) 事業の変更に伴い、経費が増えた場合、補助金は増額できますか。

A 6) 当初に決定した補助額の交付決定額は増額できません。

なお、補助金の交付は1,000円単位で行い、精算は1円単位で行います。

Q 7) 成果発表会はどのようなことをするのですか。

A 7) 実施した事業をグループごとに発表いただき、意見交換等を行う予定です。

グループで1人以上の参加が必要となります。

Q 8) 「事業実績報告」とは、どのような形で提出するのですか。

A 8) 所定様式の「事業実績報告書」「事業収支決算書」のほか、補助対象経費の領収書（原本）

事業の実施状況がわかる資料（チラシ、写真、新聞記事など）を提出いただきます。

領収書がない支出は補助対象経費に計上できず、補助金をお返しいただくことにもなりますのでご注意ください。

また、領収書の但書(ただしがき)が無記入または「雑貨」などの場合、何を購入したのかわからなくなる恐れがあります。その都度メモなどし、出納簿(すいとうぼ)とともにきちんと保管してください。

分からないことは、下記までいつでもお問い合わせください。



申請・問い合わせ先

尼崎市役所 総合政策局協働推進課(北館4階) 〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目2番1号

電話：06-6489-6153 ファクス：06-6489-6173

Eメール：ama-kyoudou@city.amagasaki.hyogo.jp